

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例の一部改正（案）に係る パブリックコメントの実施結果について

1 募集期間

8月22日（金） ～ 9月3日（水）

2 応募件数

13件 （うちメール1件）

3 パブリックコメントの内容と対応

条例改正の方向性についての反対意見はありませんでした。

なお、主なご意見とその対応については次のとおりです。

区 分	パブリックコメントの内容	左への対応
規 制 関 係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定には時間がかかるので、国と同様に立入検査の際に検査中は販売不可という取扱いを、県の条例でもできないか。 ・ 危険ドラッグの包括規制をして罰則を設けることに賛成。販売業者への繰り返し訪問等で薬物が出回らないようにしてほしい。 ・ 「売らない、買わない」の徹底。販売側の取締り強化をお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の条例改正で、県は薬物の指定の有無に関わりなく危険ドラッグの製造、販売、使用等を禁止します。 ・ また、警察と連携しながら、定期的な県内での訪問調査やインターネット上で取り扱われる製品の監視のほか、必要に応じて立入調査等も実施します。
罰 則 関 係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 罰則を厳しくしてほしい。 ・ 罰則は厳しくしてほしい。特に販売者への罰則をもっと強化できないか。 ・ 徹底的に取り締まるべき。罰則を重くし、製造者は無期懲役刑ぐらいにすべき。 ・ 十分に実情を把握し、将来、被害者が出ないよう厳罰で対処してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 罰則は、地方自治法で定められた条例で設けられる上限をもとに設定しています。
啓 発 ・ 広 報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例を広く県民に周知してほしい。 ・ 県民に周知する上で公民館など少人数単位での説明会を開催してほしい。 ・ 県民は啓発を心がけ、関係機関と連携した地道な活動が必要であり、そのためにも今回の条例改正はとても重要。 ・ 条例改正を機に、行政から薬剤師会等を通じた学校や公民会での講習会などの啓発活動を徹底してほしい。 ・ 危険薬物の悪質性と関与した者への厳しい罰則を県民にPRしてほしい。 ・ 罰則は、届出義務違反を含めて他の法律と比較をして明確にしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 啓発・広報は今まで以上に重要と認識しており、補正予算により危険ドラッグの啓発用動画を作成し学校・免許センター等で放映するなど、県民、特に若者への働きかけに注力したいと考えています。 ・ 薬剤師会やライオンズクラブ等の会員で構成する薬物乱用防止指導員により学校、公民館等での講習会、説明会などきめ細かな対応を行います。